仕　様　書

本件は、清涼飲料水等の自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る仕様書となります。

1　基本事項

(1)　物品等の名称

清涼飲料水等の自動販売機設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

(2)　貸付物件の概要

所在地	設置場所	貸付面積（小数点第３位以下切り捨て）	設置可能面積（幅×奥行×高さ※）	設置台数	所管課
常滑市飛香台３丁目３番地の５	常滑市役所１階こども図書室付近	2.16㎡	幅　210.0cm 奥行　102.9cm 高さ　230.0cm	１台	総務課
常滑市飛香台３丁目３番地の７	常滑市役所立体駐車場２階西側	2.16㎡	幅　210.0cm 奥行　102.9cm 高さ　240.0cm	１台	

※設置可能面積の「高さ」＝「天井高」

備考

①　貸付面積及び設置可能面積には、放熱余地を含みます。

②　自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をしてください。

③　設置機種は省エネ型自動販売機(エコベンダー)としてください。

２　自動販売機の設置条件

(1)　事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の４第２項第４号に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。（常滑市財産規則第20条の２）

(2)　貸付期間

貸付期間は、令和９年１月１日から令和13年12月31日まで（60か月）とする。

貸付契約の更新は行わないものとする。

(3)　貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とし、契約書に記載された期限までに納入通知書により一括納付すること。

貸付料は、（入札金額［税込］）×５年間（60か月）とする。

(4)　必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、電気代（実費相当分）等の費用は、すべて事業者の負担とする。また、電気代は、実費相当分を市が指定する期限までに納入すること。

(5)　設置の条件

ア　省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機器であること。

イ　エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。

ウ　10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

エ　自動販売機のうち少なくとも１台については、災害対応型（災害時に中の飲料等を無料で提供できる）とすることとし、そのことを証する覚書又は協定書を、本件の貸付契約締結後に別途締結するものとする。

オ　利便性の向上の観点からスマートフォン、電子マネーなどによる非接触電子決済ができる機種を可能な範囲で設置すること。

カ　販売可能品目は、清涼飲料水、お茶、ドリンク、牛乳等の飲料で、ボトル缶（キャップ付）、ペットボトルの容器とし、酒類の販売を行わないこ

と。なお、ステイオンタブ式缶も可とするが、可能な限りボトル缶（キャップ付）とすること。販売価格については、現設置の価格と同程度（現在販売価格 缶170円まで、ペットボトル190円まで）とし、落札決定後に商品の具体的な構成を含め事前に市と協議すること。

キ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸ししないこと。

ク　本仕様書の内容を遵守し、貸付料及び電気代（実費相当分）を期限までに確実に納付すること。

※令和７年度電気使用量実績（年間）：約1,000kWh/台≪約19,000円/台≫

ケ　電力使用量計測用メーターを事業者負担で設置すること。

（常滑市役所１階こども図書室付近設置分については、電力使用量計測用メーターは設置済み。）

コ　設置は市と協議のうえ行うものとする。なお、営業開始日が令和９年１月１日以降の日となった場合においても、設置事業者は貸付料の減免、返還又はその他の補償を求めることはできないものとする。

(6)　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理等の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ　自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを回収頻度と回収量を考慮し、事業者で設置するとともに、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることの無いように管理を行い、容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

ウ　販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び搬出経路については、市の指示に従うこと。

エ　関係法令等遵守の徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ　自動販売機を設置する場合は、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮した上で安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題が

ないか確認すること。

カ　自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機の故障、苦情、問い合わせ等については事業者の責任において対応すること。

キ　貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、市に対し撤去しようとする日の３か月前までに書面により通知すること。

なお、この場合、納付済みの貸付料及び電気代（実費相当分）は還付しない。

(7)　原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

(8)　損害賠償

自動販売機の設置にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、事業者がその責めに帰する理由により、貸付場所等を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

事業者は、原状回復に際し、一切の補償を市に請求することができない。

3　売上状況等の報告

設置事業者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を以下のとおり指定する期日までに、市に報告すること。

(1)　内容

売上本数（単位は本）

(2)　報告期限

ア　令和９年１月１日～令和９年12月31日分　令和10年１月31日まで

イ　令和10年１月１日～令和10年12月31日分　令和11年１月31日まで

ウ　令和11年１月１日～令和11年12月31日分　令和12年１月31日まで

エ　令和12年１月１日～令和12年12月31日分　令和13年１月31日まで

オ　令和13年１月１日～令和13年12月31日分　令和14年１月31日まで

4　その他

(1)　設置事業者は、設置する自動販売機のカタログ及び配置図を事前に提出すること。

(2)　設置事業者は、販売を予定する飲料について、販売品目等一覧表（メーカー名、商品名、規格、容器の種類、標準小売価格及び売値）を事前に提出すること。

5　参考

(1)　当該施設（市役所）の職員数　　290名（令和８年４月現在）

(2)　当該施設（市役所）の来庁者数 約500名

(3)　自動販売機販売実績一覧（６ページ参照）

(4)　こども図書室の概要

①休　館　日　　月曜日（月曜日が土日祝の場合は直後の平日）
12月28日～翌１月４日
毎月末日（末日が土日祝の場合は直前の平日）
特別整理日（年１回、10日程度）

②開 館 時 間　　午前10時から午後５時30分まで

③利 用 者 数　　平日　　約50名
土日祝　約70名

※なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上や稼働率などを保証するものではありません。

参考資料

年　月	常滑市役所 １階こども図書室付近 自動販売機（１台分） 販売本数	年　月	常滑市役所 立体駐車場２階西側 自動販売機（１台分） 販売本数
2023年１月	216本	2025年１月	145本
2023年２月	111本	2025年２月	210本
2023年３月	308本	2025年３月	269本
2023年４月	143本	2025年４月	221本
2023年５月	271本	2025年５月	278本
2023年６月	284本	2025年６月	302本
2023年７月	362本	2025年７月	335本
2023年８月	244本	2025年８月	448本
2023年９月	267本	2025年９月	299本
2023年10月	368本	2025年10月	256本
2023年11月	198本	2025年11月	182本
2023年12月	229本	2025年12月	196本
合　計	3,001本	合　計	3,141本

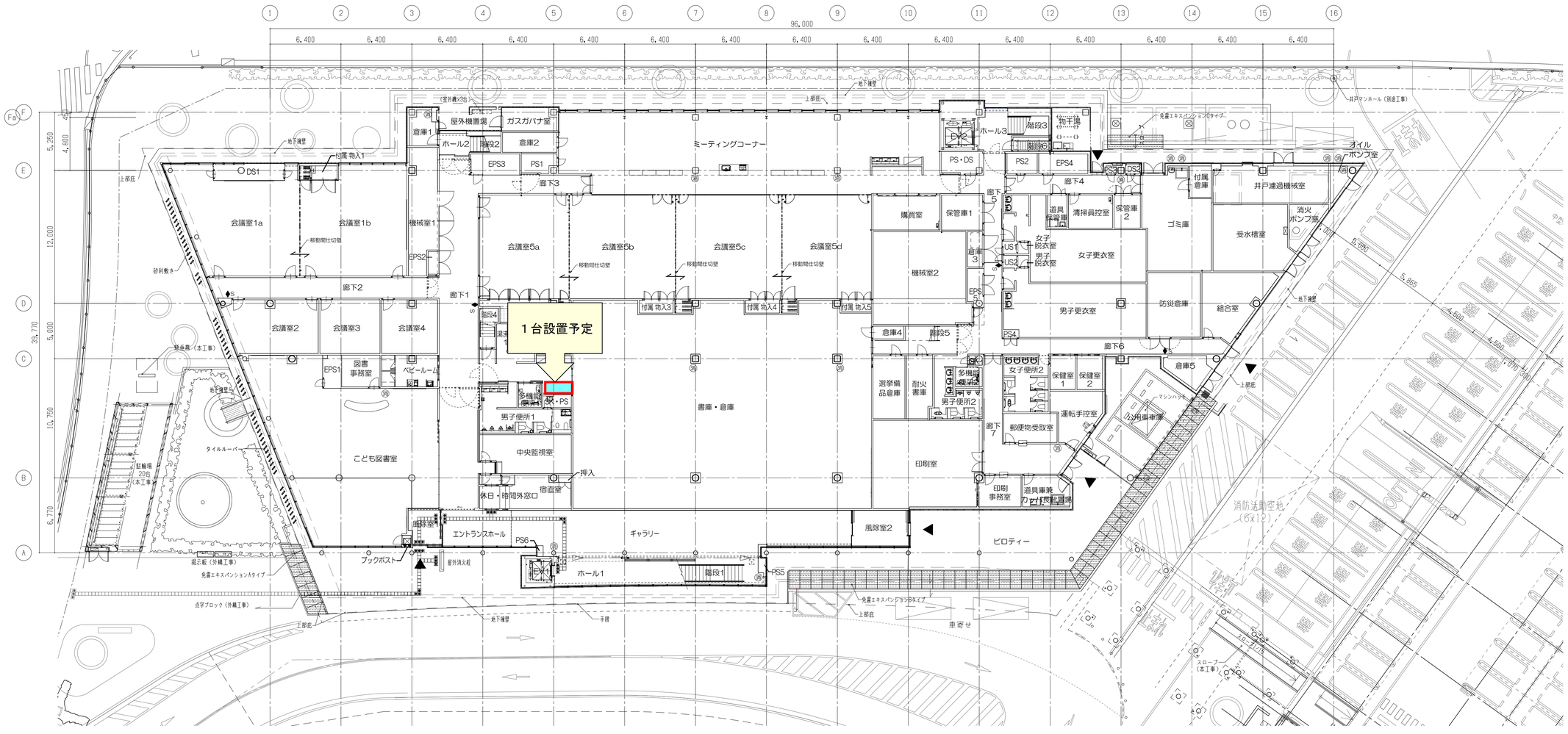
※上記は、同一の自動販売機の販売本数で、2024年12月に「常滑市役所１階こども図書室付近」から「常滑市役所立体駐車場２階西側」に移設したものになります。

別添１

720×500

1階平面図

設置場所：常滑市役所１階こども図書室付近



凡例	鉄骨柱　FP塗装	鉄筋(SD295A) スラブ筋(クローネング筋共 (T-2)	±0 -10	FLからの仕上高さ ※特記なき限り ±0 とする FLからのスラブ高さ -10	消火器ボックス	植下寄石	床暖房 H=45
	鉄骨柱　耐火被覆＋LW-S	鋳鉄製マンホール			タラップ	床下ハッチ	0Aフロア H=100
	ECP(t=60)	鉄筋(SD295A) 基礎梁主筋(最下段)(最外筋)	-200	FLからの外構レベル	TR1 タラップ	構械基礎	FAフロア H=200
	軽量鉄骨間仕切壁	避難ハッチ	CH	天井高さ	MDxx ルーフドレイン(xx口径を示す。特記なき限り150φ)	メンテナンスデッキ	FAフロア H=300
	SG-95(-180)、SG(シャクター、SR(シートシャッター、SG(ロングシャッター	鉄筋(SD295A) 基礎梁主筋(最下段)(最外筋) 基礎梁主筋(最上段)(最外筋)		可動防煙垂れ壁	都市ガス管(天然) ※都市ガス管はサイズUP	足場丸環	機器架(コンクリH15H15
	移動間仕切り	自動扉		固定防煙垂れ壁	雨水(xx口径を示す。特記なき限り150φ)	代替進入口	木床敷 H=200
	排水溝(特記なき限り W=150)	自動扉（タッチスイッチ）		消火栓	オーバーフロー管(ステンレス製100φ)	木床敷(特記なき限り1/100勾配とする)	免震エキスパンション床パネル

	常滑市新庁舎等　建設工事	
	1階平面図	

別添２

設置場所：常滑市役所立体駐車場２階西側

